



# 【ふるさと寄附金ワンストップ特例制度の本人確認書類等 添付台紙】

住所		フリガナ 氏名	
備考（住所不一致理由を記入下さい。例：単身赴任等）			

※郵送前に申告特例申請書の記入内容と添付書類の識別事項（氏名・住所・生年月日等）が一致していることをご確認願います。

※ワンストップ特例制度を利用される場合、【申告特例申請書（第 55 号の 5 様式）に個人番号（マイナンバー）の記入】と【個人番号確認と本人確認の書類の写しの添付】が必要です。以下の①～②いずれかのパターンで、個人番号（マイナンバー）確認と本人確認のための書類をこの台紙に貼り付け、申告特例申請書と一緒に翌年 1 月 10 日（厳守）までに寄附先自治体に郵送してください。翌年 1 月 10 日までに提出がない場合は、寄附金受領証明書でご自身で確定申告を行ってください。

※個人番号（マイナンバー）カードを **お持ちの方は①** を **お持ちでない方は②** をご確認ください。

個人番号（マイナンバー）カードの両面コピーを貼付してください。

①  
マイナンバーカードを持っている場合

のりしろ

---

本人（実存）の確認（顔写真入りの面）

マイナンバーカードの表面

+

のりしろ

---

個人番号（マイナンバー）の確認

マイナンバーカードの裏面

個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し（住民票の写しは貼付せずそのまま提出）  
又は  
個人番号（マイナンバー）通知カードの両面のコピー（住所などの記載内容が正確なものに限ります）

+

本人（実存）の確認  
（本人確認書類のコピー）

②  
マイナンバーカードを持っていない場合

のりしろ

---

個人番号（マイナンバー）の確認

通知カードの表面

のりしろ

---

個人番号（マイナンバー）の確認

通知カードの裏面  
(転居等で裏面に住所の記載がなければ不要)

本人（実存）の確認 のりしろ

---

本人確認書類のコピー（氏名・住所・顔写真等が確認できるもの）

- 運転免許証（住所・氏名等の変更手続きをされている場合は両面のコピーが必要）
- パスポート（顔写真ページと住所記載のページ）
- 身体障害者手帳
- 在留カード 等

※「顔写真なし」の本人確認書類を添付される場合は、次の中から『2点』が必要となります。

- 健康保険証  年金手帳  児童扶養手当証書など提出先自治体が認める公的書類

※枠外に貼付いただいても結構です。貼りきれない場合は裏面に貼付してください。

# 【ワンストップ特例申請書記入例】

提出日・寄附先の自治体長名を記入

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

捺印を忘れずに

第五十五号の五様式（附則第...の四関係）

令和 00年 00月 00日 ●●町長 殿	整理番号	フリガナ フルサト タロウ
住所 東京都●●区●●町 00丁00番地00号	氏名	故郷 太郎 (印)
	個人番号	0000000000000000
電話番号 00-0000-0000	性別	(男) 女
	生年月日	明・大 51. 7. 18 昭・平 (印)

**太枠内の項目全て記入**

住所変更などにより、太枠内の記載内容に変更が生じた場合は「申告特例申請事項変更届書」を寄附先の自治体まで提出してください

個人番号(マイナンバー)を記入

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられない。当該寄附金税額控除に関する届書を提出してください。

寄附を行った年月日と、寄附額を記入  
※同じ自体に複数回の寄附を行った場合は、都度申請書の提出が必要です

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 00年 00月 00日	20,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項  
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェック  
「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附を行った場合にのみチェック

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体以下」と見込まれる場合のみチェック  
※寄附回数ではなく、自治体数です

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	東京都●●区●●町00丁00番地00号	受付日付印
氏名	故郷 太郎 殿	

住所と氏名を記入  
(後日、申告特例申請書受付書の送付に利用されます)

# 平成 28 年 1 月 1 日 以降のワンストップ特例制度について

マイナンバー制度の導入に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降ご寄附分の「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」に個人番号（マイナンバー）の記入が必須となりました。

平成 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 月 日	整理番号
住所	フリガナ
マイナンバー 記入部分	氏名
	印
	個人番号

それに伴い、本人確認のための「番号確認」と「身元確認」をする書類・カードのコピーの提出も必須となります。（なりすまし防止のため法律で義務付けられています。）

個人番号カード（マイナンバーカード）を持っている方と持っていない方で取扱いが異なりますのでご注意ください。

お申込み時にワンストップ特例申請を「希望しない」にチェックを入れた方にも、ワンストップ特例制度についての案内書面・申請書を送付しております。

ワンストップ特例申請をされる方、は返信用封筒にて「ワンストップ特例申請書（第 55 号の 5 様式）」と「以下の書類」を必ず同封し郵送ください。

※既に、ご自身で、ワンストップ書類を記載し、自治体へ送付済の寄附者様は、今回同封されておりますワンストップ書類の記入及び返送は一切不要です。

## A : 個人番号カードを持っている場合（マイナンバーカード交付済）

番号確認と身元確認のため、個人番号カードの写し（表と裏）を添付

## B : 個人番号カードを持っていない場合

番号確認の添付書類と身元確認の添付書類が必要となります。（①と②いずれも必要となります。）

### ① 身元確認の添付書類（下記の 1 又は 2 のどちらかが必要です。）

1. 写真表示があり、氏名、生年月日、又は住所の記載されているもの

（例：運転免許証の写し、パスポートの写しなど、いずれか 1 点）

2. 氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

（例：健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写しなどいずれか 2 点）

※健康保険証の写しを提出される場合、保険者番号及び記号番号部分をマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。

### ② 通知カード（記載されている住所が現住所であるものに限る。）の写し又は住民票（個人番号記載あり）の写しなど

**マイナンバーは、本人確認書類により確認することが義務付けられていますので、申請書と同封のうえ、返信用封筒にて返信をお願いします。**

**（なお、個人番号付き書類の郵送には、特定記録郵便等による返信を推奨しています。）**

○ マイナンバー制度については総務省ホームページをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/01.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html)

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

【ご注意ください】

**確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。**

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ワンストップ特例を申請した後で、住所地の市町村外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに申請先に届け出れば特例が適用されます。

※提供いただいた個人番号および身分証明書等は、寄附された自治体が、寄附者がお住いの市区町村に対し寄附金額などを通知するために使用するものであり、その他の目的では使用しません。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・  
**確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

